

雑賀一向衆列名史料について
 武内善信

今回、本願寺史料研究所の御好意により、浄土真宗本願寺派（以下、西本願寺と略す）にある雑賀一向衆に関する文書の複写本を提供され、紹介する機会を得た。「雑賀衆」ではなく「雑賀一向衆」と表示したのは、非門徒も含めた惣的結合集団である雑賀衆や雑賀一揆ではなく、明らかに雑賀——単に、
 「雑賀」——という場合は雑賀五組（搦）全体を指し、五組の一つである雑賀は「雑賀庄」と明記する——の門徒集団である雑賀一向衆や雑賀一揆についての史料であるからだ。なお、雑賀衆の一部であるからだ。だが、雑賀衆そのものではない。一向衆が

本願寺史料研究所報

25号

発行人	所長 千葉 乗隆	電話	○七五三四三一三三一一 内線（五四一八）
発行日	二〇〇〇年七月一〇日		

賀五組とは、雑賀庄以外に十ヶ郷、宮郷（社家郷）、中郷（中川郷）、南郷（三上郷）からなっていた。ところで、「一向宗（衆）」と浄土真宗や本願寺門徒とは必ずしもイコールではないとの見解もあるが、本稿では通例に従つておく。

あえて「雑賀一向衆」と明示したのは、それだけではなく、「雑賀衆」と雑賀の門徒集団を同一のものとする見解を批判するためである。たとえば、「国史大辞典」の「雑賀衆」の項では、「室町時代後期、紀州鷺森御房を中心に結束した本願寺門徒」と定義している①。しかし、非門徒も含めた惣的結合集団である雑賀衆と鷺森御坊を中心には、分けて考察すべきであると考える。というのは、両者の混同が、雑賀衆についての誤った理解や議論の混乱を招いているように思うからだ。もちろん、雑賀一向衆は雑賀衆の一部である。だが、雑賀衆そのものではない。一向衆が

占める割合も、各組ごとに異なっていた。

両者が混同されてきた原因の一つは、雑賀一向衆の全体像を窺える史料がなかつたためであろう。これまで、雑賀衆については、永禄五年（一五六二）七月付雑賀衆宛湯河直春起請文②のように少ないながらも存在した。また、一向一揆を指導した雑賀の年寄衆をはじめとした個々の指導者に関する文書は、西本願寺や関係寺院等にある程度現存している。だが、今回紹介する史料により、雑賀一向衆の全容が初めて明らかになったのである。その意味で、これは非常に重要な文書なのだ。ただし、本稿では、今回紹介する文書に考察の対象を限定し、他の史料への言及は必要最小限度にする。このため、雑賀衆と雑賀一向衆の異同については、必要な範囲で指摘するに止め、詳しくは別稿で明らかにしたい。

今回紹介する史料は、全部で九枚である。このうち前半の六枚（史料一～六）は、雑賀における各本末ごとの道場名を列記し、何かを「御請」したものが花押、あるいは署名と花押を書いている。これに対し後半の三枚（史料七～九）は、同じく各本末ごとに分かれているが、個人名に花押を付しただけであり、何についての史料であるのか判断しがたい。そこで、本稿では前半の六枚を中心に考察し、必要な範囲で後半の史料についても触ることにしたい。

原史料を未見のため判定しがたいが、前半の史料については、六枚とも筆跡は同一人のものようだ。つまり、字は一人の人間が筆記しているのである。ただし、花押はそれぞれ各人が書いており、決して写しではない。ちなみに、有名な天正八年（一五八〇）四月八日付雑賀衆起請文③とも、筆跡が極似して

いる。それゆえ、雑賀において重要な文書をもっぱら筆記した書師の手によるものかもしれない。

これに対し、後半の史料は各文書ごとに字が違う。ただし、史料八については前半の史料の筆跡と似ている。また、紙質と寸法が前半と後半の両史料ともほとんど同じである。さらに、後述するように、同じ花押も散見される。それゆえ、同じ時期に書かれた可能性は捨てきれないが、同時期でなくとも、時代的にそれほど離れていないと考えてよからう。なお、紙質と寸法は本願寺史料研究所の御教示による。

前半の史料はそれぞれ一行目に「性應寺方御請之衆」、「真光寺方御請之衆」、「真光寺方」、「方はつれ御請之衆」、「淨光寺方御請之衆」、「直參方御請之衆」と表題を記している。このうち、三番目の「真光寺方」とあるのは「真光寺方御請之衆」の二枚目と考えてよい。

浄土真宗の信仰が紀州に及んだのは、南北朝時代にさかのぼるが、それは本願寺ではなく仏光寺の教えであった。その布教を担つたのが、海部郡和歌浦の性應寺（旧名、阿弥陀寺④）と泉州嘉祥寺の真光寺（後、紀州海部郡打越に移転）である。他方、本願寺教団においては、文明一八年（一四八六）の蓮如の紀州来訪以前に、泉州嘉祥寺の淨光寺が紀ノ川下流域に教えを広めていた。また、蓮如来訪後は、名草郡清水を拠点に、直末が広がっていく。実如時代になると、有田・日高両郡に福蔵寺末が形成される。また、摂津富田の光照寺（後、本照寺）が紀ノ川中流域や湯浅に教線を伸ばしてきた⑤。

しかし、紀ノ川下流域の雑賀においては、性應寺末、真光寺末、淨光寺末、直末の四派が、その後も大半を占めていた。こ

の史料で、それ以外の末道場が「方はつれ（外れ）」として一括されているのは、このためだ。つまり、雜賀一向衆は、「方はつれ」を含めると、この五派によつて構成されていたのである。

ここで注目すべきは、雜賀衆が五組を基盤にした地縁的結合団体であったのに対し、雜賀一向衆は、本末関係を基本に五組の枠を横断して構成されていて点だ。即ち、構成原理が異なつてゐるのである。たとえば、先の『国史大辞典』は雜賀の「門徒組織は雜賀五組といわれ」、組を「基盤に形成されたいた」と述べているが、これは誤りと言わねばならないだろう。しかし、この問題も、雜賀衆と雜賀一向衆とを全体的に比較することで、より明らかになるのであるから、ここでは注意するにとどめ、今後の課題としたい。

それでは、前半の史料の本文について検討しよう。本文は、先ず上段に地名・道場名を記す。道場には二種類ある。一つは、右肩に地名を付した個人名の道場と、もう一つは地名による道場である。次いで、御請した場合、道場名の下に同意した人員、それに花押あるいは署名と花押を書いている。何の書き込みもない道場は、御請しなかつたと考えてよい。署名と花押の位置も二種類ある。少し例外はあるが、基本的に個人名のついた道場は署名がなく、道場名のすぐ下に花押のみ書いている。これに対し、地名の道場では、一番下に署名を記し、花押を書いている。

この二種類の道場の違いは何であろうか。基本的に、個人名の道場は自庵であるのに對し、地名の付いた道場は惣道場と思われる。ただし、惣道場が全て看坊とは考えていない。たとえ

ば、史料五に登場する後述の岡了順で有名な岡道場（念誓寺）である。岡を統率した岡（岡本）家は兄弟で、一方はこの地の「氏神」である岡宮の宮司に、他方は岡道場の道場主になつてゐる。この岡道場は、鷺森御坊を管理した辻本三十六人の一つで、代々岡家の自庵であり、かつ、岡地域のいわば「氏寺」としての惣道場なのである。こうした例は他でも指摘できるが、紙数の関係で省略する。

前半の史料を一目で分かるように表にした。なお、真光寺末は二枚の文書を一つにまとめている。各本末ごとに、出てくる順に道場名に番号を付け、江戸時代における地名とどの寺院にあたるのか、『紀伊続風土記』（以下、『風土記』と略）をもとに示した。天保期に完成したこの書物を基本にしたのは、今はない寺が存在するし、また、『風土記』が記している莊名を書いた方が、雜賀五組との関係が容易に理解できるからである。ただし、史料のなかには現在では不明な地名や、どの寺か分からぬ道場も存在しており、この点は後に検討する。だが、これは少数で、表の寺院名・地名とも、現在の名称と変わらないところが大半である。

次に、表では、署名が書かれている場合は、道場名の下の力ツコ中に、その名前を記している。また、御請の人員、それに花押と略押の違いも明記した。それに、各寺院の開基時期をできるだけ載せていく。ただし、なかには裏書等が残つてゐる場合もあるが、多くは後年の由緒書や寺伝であり、参考の域を出ない。特に「文明」とあるのは、文明八年の蓮如上人熊野詣伝説を寺の開基と結びつけたものであり、信用しがたい。最後の備考欄では、比定した根拠など、必要事項を記している。

表の中に、一つの道場名の下に二つ以上の寺院名を記した欄がいくつか存在する。これは、判断材料が不十分であるため、該当しそうな寺院を全て掲げたのである。これとは逆に、二つの道場名の下に一つの寺院名を記入した欄が一つだけある（表II-13・14）。これは、寺院が一つしか分かつておらず、どちらの道場に該当するのか不明な場合である。

一

ここで、前半の史料に書かれた「御請」の対象が何なのか考察し、この文書の年代を推定したい。この史料を西本願寺が所蔵しているから、「御請」の宛所は本願寺であると考えて間違いないだろう。それは、何を「御請」したのだろうか。複写本に、これらの史料の包紙ないし表紙と思われる紙が写っており、以下の三つの表題が左端に書かれている。

一 深如様御代替之節紀州御末寺御請書

■通
十二

一 紀州御坊惣中々手塚清右衛門尉宛書状

通
十三

一 故雜賀衆名前書

通
十四

今回紹介する史料は、このうち「深如様御代替之節紀州御末寺御請書」の一部であると考えるのが妥当であろう。最初の数字（八カ）を抹消して一二とあるから、本来は全部で一二通であったはずである。だが、今のところ確認できるのは紹介する九通だけだ。もともと後半の史料は、「性應寺方」、「方はつれ」、「淨光寺方」の三通しかないから、前半の史料と同様に、当然「真光寺方」、「直參方」と書かれた文書もあつたと考えるべ

きであろう。また、これとは別に「故雜賀衆名前書」が一枚あつたようだが、不明である。

この史料が包紙の表書きのとおりであるなら、豊臣秀吉の命により教如が本願寺の宗主を退隠し、准如が繼職した文禄二年（一五九三）以降のものとなろう。しかし、表書きは後年のものであるから、直ちに信用できるものではない。むしろ、結論を先に述べると、天正八年（一五八〇）の「石山合戦」講和と大坂本願寺退去をめぐる史料であると考えている。

理由の第一は、前半の史料で確認できる「御請」の実体が、他の史料で推測されてきた「石山合戦」講和期の雜賀一向衆の状況⑥と一致するからである。

今回の史料で先ず注目すべきは、雜賀衆の有力集団であり、淨光寺末の筆頭である岡の道場において、御請したのが了順のみである点だ（史料五）。次に、雜賀年寄衆の一人である狐島・島本左衛門大夫の道場（覚円寺）は御請していない（史料一）。しかも、「覚円寺縁起」（同寺蔵）において同寺末とされる道場（表II-4、5、13or14、19、20、23、25、26）がほとんど御請していない点は重要だ。真光寺末が他派に比べて御請した道場が圧倒的に少ないので、同末の筆頭ともいいうべき島本左衛門大夫道場が御請に反対したからであろう。

正親町天皇の勅命により、天正八年閏三月、顯如は信長からの講和条件を受け入れる。しかし、講和反対派は教如を擁して徹底抗戦をとなえた。教如は閏三月一三日付の書状⑦で、岡了順、宮本平大夫、松江（田）源三大夫、島本左衛門大夫、岡太郎次郎宛に、竈城の継続を訴え、雜賀一向衆の支援を求めている。この書状で、「猶左衛門大夫、太郎次郎可演説候」とある

ように、両者は既に教如側についていたようだ。

しかし、宮本平大夫、松江源三大夫の賛成が得られなかつたようで、閏三月二〇日付と二一日付の教如書状⑧は、岡了順、島本左衛門大夫、岡太郎次郎宛になつてゐる。他方、宮本平大夫と松江源三大夫には、閏三月二八日付で顯如から「当寺退出之儀付而、無二之覺悟、誠ニたのもしく候」と認めた感状が届いている⑨。雜賀年寄衆も、宮本平大夫や松江源三大夫の講和派と島本左衛門大夫や岡太郎次郎の抗戦派に分かれていたのである。なお、「本願寺文書」に登場するこの雜賀年寄衆は、雜賀一向衆の年寄衆であつて、雜賀衆のそれではない。

岡太郎次郎に代表されるように、岡門徒は抗戦派に組していだ。しかし、雜賀年寄衆の筆頭ともいふべき岡了順は、苦渋の選択で一人講和を受け入れたのである。六月二十五日付常楽寺宛書状⑩で彼は、顯如に対する忠誠を披露し、「老若令衆議候間、……若者共新門主様へ御請申上此如とやかくやと候て、老来之拙者一人之迷惑極申候」と苦しい立場を訴えている。

以上、雜賀一向衆列名史料の「御請」の内容は、岡で了順のみ承諾し、島本左衛門大夫とその一党が拒否していることから考へて、「石山合戦」講和と本願寺の雜賀への退転であると考へて大過なかろう。

それでは、本願寺はなぜ雜賀一向衆にこのような文書を提出させたのであらうか。それは、天正八年閏三月五日付の講和条件の一つに、「雜賀之者共、御門跡次第二可致覺悟之由、誓紙可申付事」とあるからだ⑪。もつとも、そのような条件がなかつたとしても、本願寺にとって、退去地である雜賀門徒の動向を把握することが肝要であつたろう。また、教如側が雜賀年寄

衆に對して支援を求めた以上に、顯如側も雜賀門徒を味方につけける必要が当然あつた。この雜賀一向衆列名史料は誓紙そのものではないが、「雜賀之者共」から誓紙を出させるために、顯如側が各道場の状況を掌握しつつ、同時に講和受入れを働きかけたことを示す文書と考へてよからう。

ところで、この雜賀一向衆内部における講和をめぐる対立は、ほどなく解消されたと考へられる。前述の天正八年四月八日付雜賀衆起請文こそ雜賀一向衆の誓紙そのものと思われるが、ここに「向後弥可為御門跡様次第候」とあり、島本左衛門大夫と岡太郎次郎とが他の有力者とともに名を連ねてゐるからだ。また、東西分派の際には、先の雜賀年寄衆は全員、また雜賀門徒もほとんど西本願寺についたことからも、この対立がそれほど深刻なものでなかつたことが窺えよう。雜賀一向衆における講和をめぐる対立が四月には解消されたとなると、この文書の成立時期は天正八年で、しかも閏三月である可能性が高いことになる。

准如が繼職した文禄期の史料でないと判断するもう一つの理由は、平井・大谷両道場の孫一の存在である(史料五)。「石山合戦」の驕将として有名な鈴木孫一の本拠地は、これまで平井と考えられてきたが、大谷にも及んでいたようだ。周知のように、鈴木孫一は代々の名前である。だが、ここに書かれている花押は、先の雜賀衆起請文にある鈴木孫一の花押と一致し、鈴木孫一重秀と考へてよい。ところが、鈴木孫一重秀は文禄期には雜賀にいた可能性は少ないのである。なお、鈴木孫一もこの史料で「御請」を承諾している点は注意する必要があらう。即ち、孫一は抗戦派ではなかつたのである。

天正九年、鈴木と土橋という雑賀衆の領袖の間で確執が生じ、翌年正月、孫一重秀の一昧が、信長の勢力を背景に土橋若大夫を殺害した。対立の原因は、海部郡木本の土地争いであったようだ。ところが、天正一〇年六月の本能寺の変により信長とう後ろ盾を失うと、今度は鈴木孫の一党が、土橋勢によつて駆逐されてしまった。この後、鈴木孫一重秀がどうなつたのか、不明である。天正一二年の「羽柴秀吉陣立注文」¹²⁾に「鈴木孫一」が登場するが、彼が孫一重秀である確たる証拠はない。また、翌一三年の紀州太田城水攻めの際には、秀吉方の使者案内役をつとめたと言われているが、これとても伝承の域を出ない。ただし、『南紀徳川史』が掲載した「佐竹伊賀勧書」に、この直後、孫一の子供が秀吉の人質になるために故郷を離れるのを見送ったと記述している¹³⁾。いずれにしろ、天正一〇年以降、鈴木孫一重秀は雑賀には居住せず、同一三年後は地元の史料から消えてしまうのである。

それでは、なぜ「石山合戦」講和期の史料であるにもかかわらず、包紙の一行目に「准如様御代替之節紀州御末寺御請書」と書かれているのであろうか。それは、二行目の「紀州御坊惣中ノ手塚清右衛門尉宛書状」が、青木忠男氏が文禄四年と推定しているように、准如継職時のものであるからだ¹⁴⁾。この文書によると、手塚は顯如讓状写を紀州御坊惣中に送つて、准如継職の正当性を徹底しようとしており、また、惣中の動向の把握に努めているという。つまり、後年史料を整理した際、手塚宛紀州御坊惣中の書状から推察して、本史料の「御請」の内容もこの時のものと判断されてしまつた、と考えて間違ひなかろう。

天正九年、鈴木と土橋といふ雑賀衆の領袖の間で確執が生じ、翌年正月、孫一重秀の一昧が、信長の勢力を背景に土橋若大夫を殺害した。対立の原因は、海部郡木本の土地争いであったようだ。ところが、天正一〇年六月の本能寺の変により信長とう後ろ盾を失うと、今度は鈴木孫の一党が、土橋勢によつて駆逐されてしまった。この後、鈴木孫一重秀がどうなつたのか、不明である。天正一二年の「羽柴秀吉陣立注文」¹²⁾に「鈴木孫一」が登場するが、彼が孫一重秀である確たる証拠はない。また、翌一三年の紀州太田城水攻めの際には、秀吉方の使者案内役をつとめたと言われているが、これとても伝承の域を出ない。ただし、『南紀徳川史』が掲載した「佐竹伊賀勧書」に、この直後、孫一の子供が秀吉の人質になるために故郷を離れるのを見送ったと記述している¹³⁾。いずれにしろ、天正一〇年以降、鈴木孫一重秀は雑賀には居住せず、同一三年後は地元の史料から消えてしまうのである。

それでは、なぜ「石山合戦」講和期の史料であるにもかかわらず、包紙の一行目に「准如様御代替之節紀州御末寺御請書」と書かれているのであろうか。それは、二行目の「紀州御坊惣中ノ手塚清右衛門尉宛書状」が、青木忠男氏が文禄四年と推定しているように、准如継職時のものであるからだ¹⁴⁾。この文書によると、手塚は顯如讓状写を紀州御坊惣中に送つて、准如継職の正当性を徹底しようとしており、また、惣中の動向の把握に努めているという。つまり、後年史料を整理した際、手塚宛紀州御坊惣中の書状から推察して、本史料の「御請」の内容もこの時のものと判断されてしまつた、と考えて間違ひなかろう。

史料一で聞き慣れない名称は、シカウと和田原（表I-10・II）である。シカウは慈幸で、雑賀庄の本郷であつた江戸時代の関戸村の一部で、慈幸山円明寺の所在地付近と考えてよい。万治元年（一六五八）の「御影之留」（西本願寺蔵）に、「性應寺下紀伊国海士郡雑賀庄関戸慈幸村円明寺常住物也」¹⁵⁾とある。和田原は、『風土記』にある和歌浦（村）の内の和田浦のことであるう¹⁶⁾。右近大夫道場であった西正寺は、和田浦にある。当時は、和田原と呼ばれたようだ。現在は、和田坪という小字名が残つてゐる。

史料二で注意する必要がある地名は、宇須新在家（表II-2）である。これまで新在家といえど、直ちに宮郷の新在家（表IV-16）と考えられてきた。だが、この史料で雑賀庄宇須によるよう、准如継職時のものであるからだ¹⁴⁾。この文書によると、手塚は顯如讓状写を紀州御坊惣中に送つて、准如継職の正当性を徹底しようとしており、また、惣中の動向の把握に努めているという。つまり、後年史料を整理した際、手塚宛紀州御坊惣中の書状から推察して、本史料の「御請」の内容もこの時のものと判断されてしまつた、と考えて間違ひなかろう。

史料の個々の点について、検討しよう。先ず重要なのは、地名である。なぜなら、この文書で天正期に存在した雑賀の地名が確認できるからだ。その中には、現在ない名称も存在する。ただし、表の備考欄すでに由来を検討している地名は言及しない。

が調停人として連署し、湯河安芸守（宗慶）に提出した起請文である。ただし、紙数の関係で原文は掲載しない。雑賀衆一名の右肩に付いている地名で、以前「ミかつら（三葛）」と読まれていたものが、近年「ミかいち（三日市）」と訂正されている^⑯。これに加えて、この史料の新在家は宇須新在家と考えるべきであろう。

これにより、雑賀衆一名のうち、最後の「十ヶ郷 孫一」と「中郷 源大夫」を除く最初の九名は、雑賀庄内の湊以外の地域代表であることが明確となった。また、後の二名が右肩に「平井 孫一」や「岩橋 源大夫」という村名が付いていずに、十ヶ郷や中郷という雑賀五組の郷名が書かれている理由も理解できよう。つまり、この二人は組の代表として署名しているのである。さらに、前述の同年七月付雑賀衆宛湯河直春起請文で、この両者が各組の一番初めに登場する点は注目する必要がある。なぜなら、この史料で雑賀五組のそれぞれ最初に位置する人物が、組の代表者である可能性が高くなつたからだ。

次に、先の「佐竹伊賀勧書」に新在家が登場する。この史料の「新在家のくち」^⑯は、「遠藤（塩道）」の近辺であるから、

宇須新在家であることは明らかだ。これにより、この記録に登場する「ゑつた村」が、平井村（渡辺広説）ではなく岡嶋村

（藤本清二郎説）である^⑰ことが確定した。また、このことは、「佐竹伊賀勧書」自体の信憑性が増し、あわせて、「岡嶋皮田」がすでに戦国期に成立していた可能性が強くなつたことを意味するのである。

どこであるのか全く見当がつかない地名が三つある。史料一の「地中」（表I-20）と史料五の「名川」（表IV-7）、そ

れに史料六の「松村」（表V-16）である。御教示を乞う。

ここで、それぞれの史料に登場する道場が、どのような順序で書かれているのか考察しよう。これは、真光寺末とそれ以外とでは大きく異なっている。即ち、真光寺末以外は全て基本的に、鷺森御坊周辺という雑賀の中心部から外縁部に向かって書かれているのに対し、真光寺末では東の端から西に向かって掲載されているのである。これは、真光寺末の道場の多くが、御請に反対したことと無関係ではあるまい。つまり、真光寺末は抗戦派が多いと見越されていたので、単に東から順に道場名を書いた。他方、それ以外が中心部から周辺に向かって登場するのは、賛成派が多数を占めているので、鷺森から持ち回って署名するのに便利なように記載したのではなかろうか。

最後に地名で問題となるのは、この史料に掲げられた地名の範囲である。雑賀一向衆列名史料と名付けたように、ここに記された道場は大半が雑賀の範囲に属する。しかし、先の湯河直春起請文に登場する雑賀衆の領域とは、微妙に異なっている。また、鷺森（雑賀）御坊を管理した辻本三十六人の分布とも少し違う。

ここで問題となるのは、当然この史料に登場すべきであるのに、掲載されていない道場の存在である。その代表が、辻本三十六人の一つである名草郡永穂の永正寺だ。淨光寺末であつた永正寺は、蓮如が紀州に来訪した際に立ち寄つたところであり、初代の長尾權守は蓮如の帖外の御文章にも登場する^㉑。永正寺はその名が示すように、遅くとも永正年代には道場を開基したと考えるべきであろう。また、この周辺には、永正寺以外にも天正以前に開基したといわれている寺が数カ寺ある。それゆえ、

なぜこの史料に登場しないのか検討する必要がある。しかし、この点を含め、構成メンバーの分布範囲を考察するには、他の史料と比較せねばならず、別稿に譲りたい。

四

今度は、人名と花押について検討しよう。

先ず、道場に付けられた人名は、基本的に、天正当時の道場主の俗名ではなく、開基者の俗名と考えた方がよい。表の備考欄に書いたように、道場名が開基者の俗名と一致する所が散見される。たとえば、史料一の「キレ・平左衛門道場」(表I-7)は木村平左衛門高重の開基といわれている。だが、書かれた花押は史料七の「キレ」の「助左衛門尉」の花押と同じであり、彼が当時の道場主である可能性が高い。

もちろん、史料一の「ミナト・平大夫道場」(表I-1)のように、代々平(兵)大夫を名乗り、花押も雜賀衆起請文の平大夫の花押と一致し、間違いなく宮本平大夫高秀のものである。つまり、天正当時も道場名と同じ名である道場主も存在する。しかし、これは少数派であるように思う。

しかも、個人の道場名の下に書かれた花押は、道場坊主のものとは限らないのである。たとえば、史料一の「シマ・孫一郎道場」(表I-1)の花押は、史料七の「中嶋東道場」の「源内大夫」の花押であり、彼が道場の代表者といえる。この源内大夫の花押は、雜賀衆起請文の同人の花押とも一致する。ところで、この「中嶋東道場」の面々には「孫一郎」の名はないが、「孫太郎」は存在する。「孫一郎道場」であつた専光寺の「専

良」とあり、「孫太郎」が道場坊主であつたと考えて間違いない。同寺には「中嶋孫大郎宛下間正秀感状」(22)が所蔵されている。より明確なのは、史料四の「ミナト・淨法道場」(表III-1)だ。この花押は、史料八の「ミナト淨法」のものではなく一人飛ばした「亀大夫」の花押である。この亀大夫の花押も雜賀衆起請文の同人の花押と一致する。つまり、自庵である「ミナト・淨法道場」の代表者は、道場坊主と思われる淨法ではなく、一族の総領とおぼしき津村亀大夫なのである。

以上、道場名に付いている人名は、基本的に天正期のものとは言えない。また、書かれた花押も道場の代表者のものであつても、道場坊主のものとは限らないのである。これは自庵における道場坊主の存在形態を表している。つまり、一族の総領が自庵の坊主になるとは限らないのである。総領が隠居して道場主になる場合もあれば、総領が俗世界の仕事に専心し、一族の他の人物が坊主となる場合も少なくなかつたようだ。前述したこれに対し、地名が付いている道場の場合は、署名は天正期の人名であり、花押も本人のものと見てよからう。前述したように、平井・大谷両道場の孫一の花押は、雜賀衆起請文にある鈴木孫一の花押と一致し、鈴木孫一重秀であることは間違いない。同様に、史料六の「松江東西」の「源三大夫」(表V-3・4)の花押も、雜賀衆起請文の源三大夫の花押と同じである。間違いない松江源三大夫定久のものである。さらに、岡道場の了順の花押は、天正一七年(一五八九)八月の岡了順田地屋敷置文(23)(念誓寺蔵)の了順の花押で本人のものと確認できる。ただし、了順のような道場坊主の例もあるが、惣道場は基

本的に看坊が多いから署名者は門徒の代表者の方が多数であると考えた方がよからう。

以上、地名が付いた道場の署名は天正期の人名であり、他の史料との比較が可能である。しかし、紙数の関係で、他との検討は今後の課題としたい。もつとも、同じ名前であっても、花押が同じであるなど、確実な根拠がない限り、同一人とは言えないのは、いうまでもない。例えば、今回紹介する史料に「源三大夫」は松江源三大夫定久を含め三名（表IV-12、V-2、4）登場するが、それぞれ花押が異なっている。また、これ以外にも、太田城水攻め関係の史料に「太田源三大夫」が登場するが、この三名とは居住地が異なっており、同一人物である可能性はほとんどないに等しい。

最後に、後半の史料について検討したい。前述したように、後半の三つの文書は本末ごとに署名と花押を書いているが、前半の史料と同じ名前や花押が存在するから、後半の史料も同じ天正期頃のもので、人名も当時のものと考えてよからう。たとえば、史料九の「淨光寺方」の「もと脇・左衛門九郎」は、花熊城攻防戦で活躍した本脇の中村左衛門九郎吉正（後、善等）と思われる。彼の子孫が宮司を務める、本脇の鎮守社である射箭頭八幡宮に、中村左衛門九郎宛荒木村重や荒木重綱の書状²⁴が伝来している。また、上寺である淨光寺が無住になつたため、中村左衛門九郎吉正は淨光寺に入寺して善等となるが、それは「石山合戦」で活躍したからという²⁵。実際、淨光寺は現在まで中村家が住持しているが、他方で彼の子孫が代々地元の神社の宮司をつとめており、これは先の岡家の場合と類似している。

史料七の「性應寺方」の肩付に書かれている「本雜賀衆」とは、性應寺方全体を指すのではなく、最初の三行の「北ハタ」「西浜」「わか（和歌）」の面々のことと考るべきであろう。「西浜」「わか（和歌）」の面々のことを考るべきであろう。なぜなら、そもそも雜賀庄に属さない「キレ（吉礼）」が、本雜賀衆とは言えないからだ。つまり、本雜賀衆とは、雜賀庄全体の鎮守である矢宮（矢宮神社）を村の産土神とする関戸、西浜、宇須、塩屋、小雜賀の五村²⁶に、和歌浦を加えた²⁷雜賀庄南部の面々を指すものと判断するのが妥当であろう。

ところで、ここで登場する「北ハタ」とは和歌浦の小名ではなかろうか。「鷺森旧事記」の欄外に和歌浦宗善寺の俗名を「北畠刑部左衛門尉」としており、この史料の「北ハタ・刑部左衛門尉」は宗善寺（北畠家）の先祖であり、「北ハタ（畠）」とは元々地名である可能性が強い。宗善寺以外にも、和歌浦には北畠・北畠姓の家が散見される。

個々には興味深い点があるものの、全体として後半の三つの史料は、前半の史料のような統一性が見られない。「性應寺方」（史料七）は、中之島は道場ごとに名前をあげ、他は地域ごとに分かれている。ただし、史料一に登場した性應寺末の全部の地域ではない。しかも、雜賀庄だけかといえば、南郷に属する吉礼が入っている。なお、この文書のみ、折紙になつていて、また、「淨光寺方」（史料九）もほんの一部だけで、地域もバラバラだ。これに対し、「方はつれ」（史料八）は、史料三に掲げられた地域はもちろん、それ以外の場所も含まれている。さらに、人名を見ても、前半の史料に花押を書いたメンバーもいれば、それ以外の人もいる。道場のある地域の人物もいれば、

道場のない場所の人間もいる。それも、花押を書くクラスの人もいれば、略押の人もある。つまり、地域の点でも構成員の点でも階層の点でも、統一性がない。いつたいどのような基準によるものか判断に苦しむのである。ただ一点共通性があるとすれば、道場のある地域は、全て前半の史料で全員「御請」した所である。しかし、それなら新たに署名を取る必要はないよう思う。ことによると、天正期頃のものであっても、前半の史料のような、「石山合戦」講和に関する文書ではないのかかもしれない。いずれにしろ、後半の史料については、もう少し検討を要することだけは間違いない、今後の課題となる。

註

- ①『国史大辞典』第六巻（吉川弘文館、一九八五年）一一二頁。
- ②『和歌山市史』第四巻（和歌山市、一九七七年）戦国時代一一三一号
(以下、「市史」四、戦一二三一と略)。
- ③『市史』四、戦一四三四。
- ④熊野恒陽「興正寺開山蓮教上人のこと」「仏光寺異端説の真相」（白馬社、一九九九年）で、堺の阿弥陀寺が紀州和歌浦に移転して性應寺となつたと述べている。「天文御日記」「真宗史料集成第三巻 一向一揆」（同朋舎、一九七九年）の天文一七年（一五四八）九月七日条と同二〇年六月九日条の記述から、その可能性は高いと思うが、なお検討の余地があり、今後の課題としたい。
- ⑤蓮如時代の紀伊真宗については、詳しくは拙稿「紀伊真宗の開教と展開－蓮如期を中心に」『講座蓮如』第五巻（平凡社、一九九七年）を、また実如時代の紀伊真宗については、拙稿「真宗教團と被差別民－実如時代における紀伊真宗の一断面－」『実如判五帖御文の研究－研究篇下』
- ⑥薗田香融「道心堅固」「思い出一岡道固追憶集－」（念誓寺私家版、一九八二年）。
- ⑦『市史』四、戦一四二三。
- ⑧『市史』四、戦一四二四、四二六。
- ⑨『市史』四、戦一四二九、四三〇。
- ⑩『市史』四、戦一四五三。
- ⑪『市史』四、戦一四二一。
- ⑫『市史』四、戦一五四五。
- ⑬『南紀徳川史』第六冊（清文堂出版、一九九〇年復刻）一一三二頁。
- ⑭青木忠夫「東西分立期の本願寺家臣等誓紙関係文書」『年報中世史研究』第一六号（一九九一年）一四七頁。
- ⑮『本願寺史料集成 木仏之留 御影之留』（同朋舎出版、一九八〇年）四一七頁。
- ⑯『紀伊統風土記』第一輯（嚴南堂書店、一九一〇年）四七四～五頁。
- ⑰『市史』四、戦一二三四。
- ⑱『市史』四、戦一二三四。
- ⑲小林保夫「紀州『惣國』小論」「日本国家の史的特質 近世・近代」（思文閣出版、一九九五年）九五頁。
- ⑳前掲『南紀徳川史』第六冊、二二四頁。
- ㉑藤本清二郎「渡辺広著『未解放部落の源流と変遷－紀州を中心として－』を読む」『部落問題研究』第一四八輯（一九九九年九月）四八頁。
- ㉒拙稿「蓮如筆『紀伊國紀行』をめぐって」『和歌山市立博物館研究紀要』第一〇号（一九九六年）。
- ㉓『市史』四、戦一六二八。
- ㉔『市史』四、戦一四〇四、四〇九。

（法藏館）が近日刊行されるので、参照されたい。

表
㉙前掲『紀伊続風土記』第一輯、四六六頁。

(25) 「中村家先祖書」(淨光寺蔵)。なお、前掲『紀伊統風土記』第一輯、五二五頁に同様の記述があるが、善等の俗名が「中村左衛門九郎忠政」となっている。

㉗ 和歌浦性応寺に良如が下付した准如絵像の裏書に「興正寺門徒紀伊国名草郡本雜賀庄和哥村性応寺常住物也」（前掲『本願寺史料集成 木仏之留 御影之留』三六〇頁）とある。

一) 真光寺方御請衆列名 堪紙 楷紙 28・7×46・0

真光寺方御請之衆

カントリ

左衛門二郎道場

新在家

一人も不残御請五郎さくもん(略押)

ヲクラ
同
ワサ
わかへもん道場
刑部二郎道場

右衛門大夫道場(花押)門徒共一人も不残御請

井之口道場

下和佐道場

九郎大夫道場

掃部道場

ニシクルス
刑部道場

ヤマクチ
四郎右衛門道場

且來
ヒカシハタ
治部大郎道場

小宅道場

高松
藤内大夫

同
刑部右衛門道場(略押)門徒一人も不残御請

キシ
笠之道場

三郎右衛門道場

門徒一人も不残御請(略押)

四) 方はつれ御請衆列名 堪紙 楷紙 28・6×46・0

方はつれ御請之衆

ミナト

淨法道場(花押)

門徒一人も不残御請

右衛門大郎道場(花押)

同一人も不残御請

福嶋道場(略押)

一人も不残御請

掃部大夫道場(略押)

門徒共一人も不残御請

左衛門大夫道場

円仏道場

野崎道場

五) 浄光寺方御請衆列名 堪紙 楷紙 28・6×45・5

淨光寺方御請之衆

了順（花押）

岡

大田 与三左衛門道場（略押）

一人も不残御請

黒田 左衛門大夫道場（花押）

一人も不残御請

なるかミ 宮内道場（略押）

一人も不残御請

岡崎 藤大夫道場（花押）

一人も不残御請

岩橋 藤大夫道場（花押）

一人も不残御請

名川 藤大夫道場（花押）

一人も不残御請

直川 平井 両道場

一人も不残御請

大谷 藤八郎道場

一人も不残御請孫一（花押）

中野道場 松時之道場

一人も不残御請若大夫（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請大夫右衛門（花押）

木本東 藤大夫道場

一人も不残御請源三大夫（花押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請十郎大郎（略押）

本脇道場 新在家道場（花押抹消） 荒内権大夫道場（略押）

一人も不残御請掃部兵へ（花押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源二郎（花押）

木本東 藤大夫道場

一人も不残御請源大大郎（花押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請重而挿入候事源大郎（略押）

新在家道場（花押抹消）

一人も不残御請治部四郎（花押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

荒内権大夫道場（略押）

一人も不残御請

岡田 本渡 且来

一人も不残御請左衛門二郎（略押）

六日市 直參方 御請之衆

性應寺方

七) 性應寺方列名 折紙 楷紙 28・6×46・0

本雜賀衆

西浜

六) 直參方御請衆列名 楷紙 28・7×46・1

北ハタ

喜内

刑部大夫（略押）

刑部左衛門尉（略押）

喜内大夫（略押）

三日市道場

源二大夫（略押）

藤衛門尉（略押）

六日市

宗五郎（略押）

中嶋東道場

刑部大夫（略押）

門徒一人も不残同前

一人も不残御請源三大夫（略押）

喜内大夫（略押）

松江東西 船津道場

一人も不残御請源三大夫（花押）

中村 両道場

一人も不残御請四郎大夫（花押）

梅原 両道場

一人も不残御請大郎大夫（略押）

黒江 清水

一人も不残御請源大夫（略押）

ノカミ 次郎 左衛門（花押）

一人も不残御請源十郎（略押）

多田 三里 に井辺た

門徒一人も不残同前

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源二郎（花押）

多田 野田 一人御請源二郎（花押）

一人も不残御請源大郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

一人も不残御請源十郎（略押）

南畠 松村 冬野 境原

一人も不残御請源十郎（略押）

岡田 本渡 且来

源内大夫（花押）
孫左衛門尉（略押）
左衛門大夫（略押）
源三郎（花押）
孫太郎（花押）
六郎四郎（略押）
中嶋西道場
掃部大夫（略押）
源左衛門尉（略押）
孫大夫（略押）
左衛門五郎（略押）
湊
治部左衛門尉（花押）
甚大夫（略押）
才介（花押）
甚吉郎（花押）
クキヌキ
三郎次郎大夫（略押）
六郎右衛門尉（略押）
三郎四郎（略押）
キレ
藤右衛門尉（略押）
孫左衛門尉（略押）

孫三郎大夫（略押）
源右衛門尉（略押）
与三左衛門尉（略押）
刑部五郎（花押）
孫四郎（花押）
宗内大夫（略押）
新左衛門尉（略押）
源三郎（略押）
治部五郎（略押）
二郎大夫（略押）
源四郎大夫（略押）
刑部左衛門（花押）
七大夫（花押）
同 大郎さくもん（花押）
同 クキヌキ
刑部二郎大夫（略押）
六郎大夫（略押）
掃部大夫（略押）
助左衛門尉（花押）
淨光寺方列名 縱紙 楷紙 28・7×46・0

八） 方はつれ列名 縱紙 楷紙 28・6×46・0

淨法（花押） 同 右衛門大夫（花押） 同 亀大夫（花押） 同 刑部介（花押） ふくしま 二郎大夫（略押） みなと 源四郎大夫（略押） みなと 刑部左衛門（花押）
木本 一郎大夫（略押） ミナト 長左衛門（略押）

九） 淨光寺方列名 縱紙 楷紙 28・7×46・0

平井 藤五郎（略押）

岡崎 扇部太郎（花押）

フナトコロ 次郎大夫（略押）

同 同 次郎右衛門（略押）

モト路 掃部兵衛（略押）

左衛門九郎（花押）

*

*

*

*

*

『編集後記』

和歌山の武内善信さんより、力のこもった論文を頂戴しましたので、平常より少しページ数が増えました。手作業の製本が大変なのですが、うれしい悲鳴です。

編集子が大学の専任教員になって満三年。「研究と教育」に専念できるなどという「幻想」はほとんど持っていないかった積もりですが、ほとんど「頭の体力」と「体の知力」を消耗しきってしまう状況です。

学生募集の高校訪問で、進路指導部の教員から、あさまに「面倒くさい」という態度を見せられると、この人たちは編集子による冷や汗ものの大学のアピールを聞くだけの存在ではなく、受験を一年と少し後に控えた高校二年生の娘を持つ保護者（編集子のこと）から「観察されてもいる存在」だということを全く自覚していないのだということがありありと判ります。成績の面では「潜水艦」（若い方はお判りにならないだろうと思います）状態の自分の娘がどんな進路指導を受けるのかと思うと、いささか憂鬱になってしまいます。疲れ倍増です。こういうのを「反面教師」にしなければならということなのでしょう。（左）

五) 浄光寺方御請衆列名